

青森県報

第四百六十五号

令和四年
五月三十日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

公 告

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定……………(農村整備課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(中南地域) ……三

○右 同……………(県民局) ……三

○右 同……………(同) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域) ……四

公営企業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……四

○青森県立中央病院大動脈内バルーンポンプの購入に係る一般競争入札……………(病院局) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(同) ……六

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……七

○右 同……………(同) ……七

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	八戸市鮫町字西子沢一四の一三	名称	株式会社牧野組	指定年月日
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	就業継続支援B型	所在地	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八三の三	
障害福祉サービスを行う所	名称	就業継続支援B型事務所 Office of u a s h i k	所在地	上北郡おいらせ町下明堂三の一	令和四・六・一

公 告

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、奈良寛溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年五月三十一日から同年六月二十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社牧野組

二 代表者の氏名 牧野正林

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第八九四号

五 取消年月日 令和四年五月九日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月二日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社牧野組

二 代表者の氏名 牧野正林

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八三の三

四 許可番号 青森県知事許可(特―二九)第八九四号

五 取消年月日 令和四年五月九日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業及び鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月二日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社秀基礎サポート

二 代表者の氏名 佐々幸秀

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東中央四丁目一の一の五

四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第二〇〇六〇二号

五 取消年月日 令和四年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社伊南商事

二 代表者の氏名 伊南政彦

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野四一三

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第四〇〇四六八号

五 取消年月日 令和四年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年四月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社円勝建設

- 二 代表者の氏名 須藤勝
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造丸山竹鼻四三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第一七六六二号
- 五 取消年月日 令和四年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月三十日

三八地域県民局長 富谷正行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	江 戸 正 治 郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	令和 四・四・一就任
〃	中 川 原 經	〃 〃 大字扇田字寺沢三五の一	〃
〃	小 泉 伊 吾 右 衛 門	〃 〃 〃 大字豊間内字志戸岸一六の一	〃
〃	根 森 良 男	八戸市大字豊崎町字下永福寺五二の一	〃
〃	中 川 原 隆 雄	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一五	〃
〃	田 村 英 世	八戸市大字豊崎町字下永福寺一七の一	〃
〃	山 内 則 明	〃 〃 大字長苗代字内舟渡八四の二二	〃
〃	石 田 弘 文	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一八	〃

職 名	氏 名	住 所	備 考
〃	小泉 金一	八戸市大字豊崎町字滝谷二四	〃
〃	松橋 平治	〃 〃 字境沢二〇の一	〃
監 事	関口 俊男	三戸郡五戸町大字浅水字六角三五の二	〃
〃	佐々木 富雄	〃 〃 〃 大字豊間内字岩ノ脇二五	〃
〃	田中 静男	八戸市大字豊崎町字下永福寺八九の六	〃
理 事	江戸 正治郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	四・三三退任
〃	中川原 經	〃 〃 〃 大字扇田字寺沢三五の一	〃
〃	小泉 伊吾右衛門	〃 〃 〃 大字豊間内字志戸岸一六の一	〃
〃	根森 良男	八戸市大字豊崎町字下永福寺五二の一	〃
〃	中川原 隆雄	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一五	〃
〃	田村 英世	八戸市大字豊崎町字下永福寺一七の一	〃
〃	山内 則明	〃 〃 〃 大字長苗代字内舟渡八四の二二	〃
〃	石田 弘文	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一八	〃
〃	十日市 光良	八戸市大字豊崎町字下七崎三二の三	〃
監 事	巴 俊悦	三戸郡五戸町大字豊間内字熊戸五四	〃
〃	田中 静男	八戸市大字豊崎町字下永福寺八九の六	〃
〃	荒木地 忠美	〃 〃 〃 字境沢頭一の二	〃

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一 中央病院の項中

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監、医療連携推進監

を

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監、医療連携推進監、救急医療連携推進監、新興感染症対策推進監

に改

別表第二中

地域医療情報推進監
地域医療情報の連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。

を

地域医療情報推進監
地域医療情報の連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。

に改

救急医療連携推進監
救急医療連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。

める。

附 則

この規程は、令和四年六月一日から施行する。

青森県立中央病院大動脈内バルーンポンプの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。大動脈内バルーンポンプ 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和四年六月二十七日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和四年七月十一日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和四年七月十一日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第五百九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Intra-Aortic Balloon Pump.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. 11 July 2022

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年四月二十六日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十七円十二銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年二月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

電算システム運用管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

三千四百三十三万五千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

電子カルテ等基幹システム仮想化基盤増強に係る機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション

青森市古川二丁目二〇の三

六 契約金額

六千四百九十九万六千八百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円